

| |
|-------------------|
| 近畿地方整備局 総務部契約課 |
| 資料配付 |

| | |
|------|-----------------------|
| 配布日時 | 平成17年 9月26日 16時00分 |
|------|-----------------------|

| | |
|----|---------------------------------|
| 件名 | 橋本道路垂井高架橋上部工事における かし修補請求について |
|----|---------------------------------|

| | |
|----|---|
| 概要 | 橋本道路垂井高架橋上部工事において、ひび割れ等の損傷が発生しており、かしが認められるため工事施工業者に対し、撤去・再構築によるかし修補請求を行いましたのでお知らせします。 |
|----|---|

| | |
|------|-------|
| 取り扱い | _____ |
|------|-------|

| | |
|------|--|
| 配布場所 | 近畿建設記者クラブ 大手前記者クラブ 和歌山県政記者クラブ 和歌山県地方新聞記者クラブ 和歌山県政放送記者クラブ |
|------|--|

| | |
|------|---|
| 問合せ先 | 国土交通省 近畿地方整備局 道路部 道路工事課 課長補佐 大下 正和 総務部 契約課 課長補佐 藤井 真人 TEL 06 - 6942 - 1141(代表) (内線4352, 2514) |
|------|---|

橋本道路垂井高架橋上部工事におけるかし修補請求について

平成13年1月29日付け契約の橋本道路垂井高架橋上部工事において、平成15年10月頃にひび割れ等の損傷(工事目的物のかし)が認められ、施工業者及び近畿地方整備局による調査を経て、平成17年5月より土木学会コンクリート委員会による「垂井高架橋損傷対策特別委員会」が開催され、9月12日に中間報告として発表されました。

同委員会は、「一般的には撤去・再構築による方法があるが、本委員会ではこれまでに得られた調査や解析結果をもとに技術的見地からの対策シナリオを設定し、補修・補強対策をまとめた。」としており、「補修・補強」による損傷対策には、「対策後には、通常実施される定期点検に加え、載荷試験、モニタリング、ひび割れの追跡調査、表面保護工の再施工について維持管理計画に盛り込むことを提案した。特に、モニタリング技術を採用し、変状を常時監視できる対策を講じるものとするほか、主桁外面のひび割れの進展状況が容易に点検できるように対策を講じる。」「施工時の状況が不明な点や骨材の長期的な品質などには不確定な要素があり、将来、さらに対策が必要となることは否定できない。」と記載されています。

これらの中間報告の内容を検討した結果、かし修補請求については、補修・補強による対策では、契約の目的が達せられないため、既設高架橋上部を撤去して、改めて建設せざるを得ないと判断し、工事請負契約書に定めたかし担保条項に基づき、施工業者である日本高圧コンクリート株式会社に対して請求を行いました。

なお、詳細な工事工程等については、今後、明らかになった段階でお知らせします。